

第4回東日本大震災の復興施策の総括 に関するワーキンググループ 福島復興再生特別措置法

令和元年9月30日



新たなステージ 復興・創生へ

1	福島復興再生特別措置法について	3
2	これまでの取組と施策の進捗状況・効果検証（関係指標も含む）		
①	現行制度の成果等	6
②	効果検証	12
3	主要関連施策		
①	福島イノベーション・コースト構想の推進体制	32
②	12市町村の営農再開の加速化	35
4	今後の課題、施策の方向性	39

1 福島復興再生特別措置法について

1 福島復興再生特別措置法の概要

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進。

福島復興再生基本方針 (平成24年7月13日閣議決定、平成29年6月30日改定)

原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針
(方針に定められる事項：福島の復興及び再生の意義、目標、政府が着実に実施すべき各支援施策の基本的な方針等)

避難指示の対象となった区域の復興・再生

1. 避難解除等区域

国が「避難解除等区域復興再生計画」を作成

2. 帰還困難区域

市町村長が「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を作成し、内閣総理大臣が認定 (P.7に実施状況)

これらの計画に基づいて、以下の措置を実施

- ① 県等が管理する道路等の工事を国が代行
- ② 公共施設の清掃等を国が直轄で実施
- ③ 事業を開始・再開する者に課税の特例を措置 (P.10に実施状況)
- ④ (特定復興再生拠点区域のみ) 国の負担で除染等を実施

住民の帰還の促進を図るための措置 (P.8、9に実施状況)

- ① 一団地の復興再生拠点整備制度の活用
- ② 帰還環境整備交付金による道路等のインフラ整備等の実施

長期避難者の生活の安定を図るための措置

生活拠点形成交付金による公営住宅の建設、コミュニティ維持のためのソフト事業等の実施

その他

- ① 福島相双復興推進機構への国の職員の派遣 (官民合同チームの体制強化)
- ② 帰還環境整備推進法人の指定

福島県全域の復興・再生

3. 産業の復興及び再生

福島県が作成する「産業復興再生計画」に基づき、以下の法律上の特例を措置

- ・ 地域ブランド (商標、品種) の登録料等の減免

4. 新たな産業の創出等の重点的な推進

福島県が作成する「重点推進計画」に基づき、

- ・ 再生可能エネルギー、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発拠点の整備等を推進
- ・ 特に、福島国際研究産業都市区域において、以下の法律上の特例を措置 (「福島イノベーション・コースト構想」推進の法定化)
 - ① 中小企業者が行う研究開発に係る特許料等の減免
 - ② ロボット製品開発に係る国有試験研究施設の低廉使用

その他

- ① 農林水産物等の販売の実態調査等 (風評払拭への対応)、いじめ防止対策の実施 等
- ② 原子力災害からの福島復興再生協議会、特定事項の調査・検討を行う分科会の設置

福島復興再生特別措置法

(平成24年3月31日施行)(平成25年5月10日改正)(平成27年5月7日改正)(平成29年5月19日改正)

福島復興再生基本方針

(平成24年7月13日閣議決定)(平成29年6月30日改定)

即して作成

1. 避難解除等区域復興再生計画

- ◎県が申出、国が策定
- ◎避難解除等区域等を対象
- インフラ事業代行等

2. 特定復興再生拠点区域復興再生計画

- ◎市町村が作成、国が認定
- ◎特定復興再生拠点区域を対象
- インフラ事業代行、除染等

3. 産業復興再生計画

- ◎県が作成、国が認定
- ◎県全域を対象
- ◎産業全般の復興・再生
- 産業復興再生事業(規制の特例)
 - ①地域団体商標
 - ②新品種育成等
- 復興特区制度(課税の特例活用)

4. 重点推進計画

- ◎県が作成、国が認定
- ◎県全域を対象
- 中小機構の工場用地無償譲渡
- ◎新たな産業の創出等(再エネ、廃炉等、ロボット、農林水産業等)
- ◎福島国際研究産業都市区域(15市町村)
- 特許料等の特例、国有試験研究施設の低廉使用

その他の計画

- 生活拠点形成事業計画
- ◎県、避難先自治体等が作成、国に提出
- ◎長期避難者の生活拠点となる公営住宅の整備等
- 生活拠点形成交付金
- 帰還環境整備事業計画
- ◎県、帰還先自治体で作成、国に提出
- ◎一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備等
- 帰還環境整備交付金

企業立地促進計画

- ◎県が作成、国に提出
- ◎立地促進区域
- 課税の特例

(法定外で企業立地補助金を措置)

2 これまでの取組と施策の進捗状況・効果検証 (関係指標も含む)

① - 1 現行制度の成果等 ～法制度～

	主な改正事項	成果・実績等
平成二十五年改正	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「生活拠点形成交付金」制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 原発事故による長期避難者のために、復興公営住宅を中心とした生活拠点を整備。全4,890戸のうち平成30年度末までに4,767戸の整備が完了。
平成二十七年改正	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「一団地の復興再生拠点」整備制度を創設。 ✓ 「福島再生加速化交付金(再生加速化)」を、インフラ事業を対象事業として追加した上で「帰還環境整備交付金」として法定化 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 令和元年9月現在、大熊町大川原地区(平成28年12月)、双葉町中野地区(平成29年3月)、双葉駅西側地区(平成30年3月)において、一団地の復興再生拠点市街地形成施設整備事業を実施中。 ✓ (福島再生加速化交付金(帰還環境整備)の支援実績 (p.9)参照。)
平成二十九年改正	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「特定復興再生拠点区域」制度の創設 ✓ 官民合同チームの体制強化 ✓ 「福島イノベーション・コースト構想」の推進 ✓ 風評払拭への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 平成30年11月20日までに、6町村(双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村)全てで計画を認定するとともに、当該計画に基づく事業に着手。 ✓ (公社)福島相双復興推進機構に、平成29年7月より国職員を派遣。 ※(公社)福島相双復興推進機構の職員206名のうち、33名が国職員(経産省:30名、農水省:3名) ✓ 法定の重点推進計画に基づき、福島ロボットテストフィールドが順次開所。また、平成30年7月に、浪江町において、世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造工場「福島水素エネルギー研究フィールド」(FH2R)の建設を開始。 ✓ 福島県産農産物等流通実態調査を実施し、食品関係事業者等への指導、助言文書を発出。 ✓ 平成31年4月には「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、ブランド力向上と販路拡大につながる対策を行うこと等を復興大臣より指示。

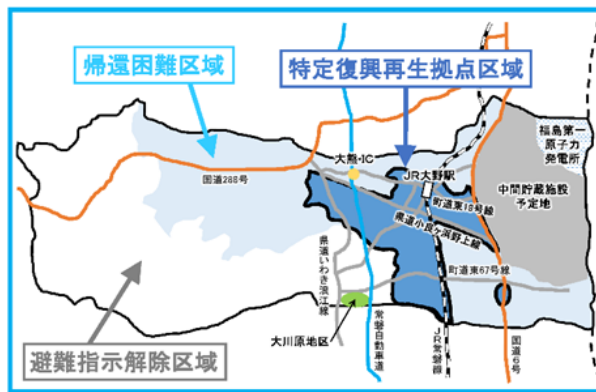
① - 2 現行制度の成果等 ～特定復興再生拠点区域の整備計画～

双葉町（2017年9月15日認定）



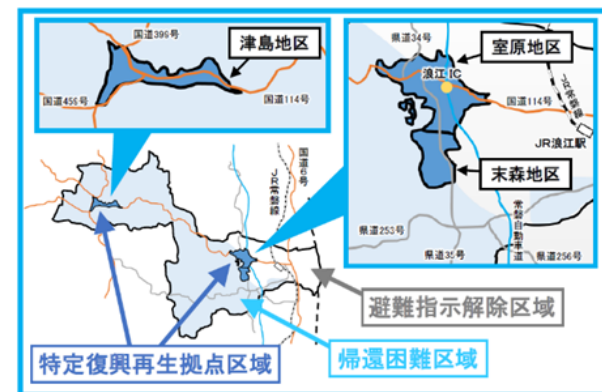
- ・ 区域面積：約555ha ・ 居住人口目標：約2,000人
- ・ 避難指示解除の目標
2019年度末頃まで：J R常磐線双葉駅周辺の一部区域
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

大熊町（2017年11月10日認定）



- ・ 区域面積：約860ha ・ 居住人口目標：約2,600人
- ・ 避難指示解除の目標
2019年度末頃まで：J R常磐線大野駅周辺等の一部区域
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

浪江町（2017年12月22日認定）



- ・ 区域面積：約661ha ・ 居住人口目標：約1,500人
- ・ 避難指示解除の目標：2023年3月
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する)

富岡町（2018年3月9日認定）



- ・ 区域面積：約390ha ・ 居住人口目標：約1,600人
- ・ 避難指示解除の目標：
2019年度末頃まで：J R常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域
2023年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

飯舘村（2018年4月20日認定）



- ・ 区域面積：約186ha ・ 居住人口目標：約180人
- ・ 避難指示解除の目標：2023年春
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

葛尾村（2018年5月11日認定）



- ・ 区域面積：約95ha ・ 居住人口目標：約80人
- ・ 避難指示解除の目標：2022年春

<福島再生加速化交付金の概要>

- 福島被災地の復興・再生を加速するため、長期避難者の生活拠点整備、帰還加速のための生活環境向上、まちづくり等を支援。
- 平成30年度末までに、4,609億円を配分し、事業を支援してきている。（令和元年度予算額：890億円[復興]）

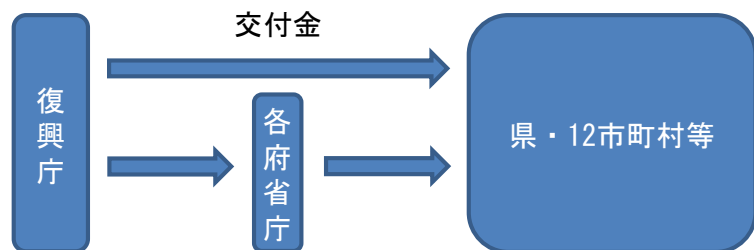
事業概要・目的

- 「復興基本方針」（抄）
ふるさとへの帰還に向けた生活や事業の再建に係る支援を実施する。
- 復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策等を一括して支援する「福島再生加速化交付金」を、福島復興の柱とし、他の事業とも連携させつつ、福島再生加速化の原動力として活用している。

期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、子育て世帯の帰還・定住支援、帰還加速のための生活環境向上や生活拠点整備等を一括して支援することにより、福島被災地の復興・再生を加速することが期待できる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- (1) 対象区域
避難指示を受けた12市町村等（各事業に応じて対象地域を設定）
- (2) 福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還環境整備	被災12市町村への早期帰還の促進、地域の再生加速化 ○生活拠点等の整備（復興拠点、災害公営住宅等の整備等） ○放射線への健康不安・健康管理対策等（個人線量の管理等） ○営農・商工業再開に向けた環境整備（農地・農業用施設、産業団地の整備等）
長期避難者生活拠点形成	長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ○長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等（復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等） ○復興公営住宅での生活支援（コミュニティ交流員の配置等）
福島定住等緊急支援	子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ○子どもの運動機会確保（遊具の更新、地域の運動施設の整備等） ○基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策（プレイリーダーの養成等）
道路等側溝堆積物撤去・処理支援	道路等側溝堆積物撤去・処理による通常の維持管理活動の再開支援
原子力災害情報発信等拠点施設等整備	福島イノベーション・コースト構想の推進の加速化に向けた ○福島県が行う、原子力災害に係る経験と教訓を後世に伝えるための情報発信拠点（アーカイブ拠点）の整備等に対する支援 ○構想推進に係る拠点周辺の生活環境整備等に向けた支援
既存ストック活用まちづくり支援	既存ストック（空き地・空き家等）を活用した被災12市町村のまちづくり支援 ○既存ストックの有効活用による公的施設等の整備 ○帰還環境整備推進法人によるまちづくりの推進等

<主たる成果：帰還環境整備交付金>

- 12市町村及び福島県に対し、生活拠点の整備のほか、健康管理・健康不安対策や農林水産業・商工業再開のための環境整備など、幅広く復興地域づくりを支援。このほか、中通りの市町村においても、個人線量管理やため池対策について支援。平成30年度末までの実績は以下のとおり。

1. 生活拠点の整備

- ・復興再生拠点：大熊、双葉の復興再生拠点の基盤を整備中
- ・小中学校の再開：10市町村で小中学校が再開
- ・道路：住民の帰還促進に必要な面整備事業と一体的に施行すべきアクセス道路を整備
- ・住宅：計400戸を整備



なみえ創成小学校、中学校
開校式・入学式（浪江町）

2. 健康管理・健康不安対策

44市町村等において、個人線量管理・線量低減活動のための活動を支援



個人線量計

3. 農林水産業再開のための環境整備

- ・ほ場整備：1地区（22ha）で事業完了、25地区（2,456ha）で事業着手、19地区（1,682ha）で調査計画着手（計45地区、4,160ha）
- ・ため池対策：対象ため池1,026か所のうち、271か所で終了、444か所で着手済
- ・浪江町において、福島県産材の新たな需要の創出に向け、木材加工流通施設の整備に着手



農地整備（南相馬市）

4. 商工業整備のための環境整備

- ・産業団地：14団地で181.4haが供用開始、7団地（155.2ha）で事業着手
- ・ここなら笑店街、さくらモールとみおか等における事業所等の整備を実施



ここなら笑店街（楢葉町）

① - 4 現行制度の成果等 ～税制～

- 12市町村の避難解除区域等*¹の全域において、被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地を図るため、以下の税制等を措置。
 - ① 機械等に係る特別償却又は税額控除の特例措置
 - ② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置
- 活用状況は以下のとおり。
 - 企業立地促進区域における課税の特例（福島特措法第20条） 認定 120件（H31.3.31時点）
 - 避難解除区域等における課税の特例（福島特措法第36、37、38条） 確認 のべ3,115件（H31.3.31時点）

- 県内全市町村の復興産業集積区域*²において、被災地の雇用機会の確保等のため、以下の税制等を措置。
 - ① 機械等に係る特別償却等の特例措置
 - ② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置
 - ③ 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置
- 平成31年3月末までの活用状況は以下のとおり。（本日の資料4（東日本大震災復興特別区域法）に掲載のデータと同一）
 - 福島県の指定事業者等の件数 2,016件（R元.6.30時点）
 - 福島県の指定事業者等による投資額（復興特区法第37条、39条、40条、41条） 7,729億円（R元.6.30時点）

*1：避難解除区域（うち旧緊急時避難準備区域を除く）、避難指示解除準備区域、居住制限区域、認定特定復興再生拠点区域

*2：復興特区法第4条第2項第4号イに規定する、「産業集積の形成及び活性化の取組を推進する区域」。なお、一部の特例措置に関し、福島県については、風評被害による産業への影響が懸念されたことから、福島特措法第74条及び第75条の規定により復興特区法税制の要件を緩和し、内陸を含む県内全域を復興特区法税制の対象としている。

① - 5 現行制度の成果等 ～企業立地補助金～

<各種企業立地補助金の概要>

- 新規立地・増設を、企業立地補助金により支援。
 - ①工場の新規立地・増設に係る経費※1を、最大30億円まで支援。 ※1: 用地取得費、設備投資費用、建屋建設費用等
 - ②優遇された補助率（補助率最大3/4）。
- 福島県の避難指示解除区域等では、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金により、小売業等の店舗や住宅の整備も補助対象となる。

補助金※2	対象地域	補助対象・業種	補助率		交付決定件数 (令和元年度7月末時点)	新規雇用者数
			中小企業	大企業		
自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (福島県の原子力災害被災12市町村向け)	避難指示解除区域(解除後1年以内)、避難指示解除準備区域、居住制限区域等、認定特定復興再生拠点区域	対象: 土地、建物、設備、社宅等 業種: 製造業、物流施設、卸・小売業、飲食業、生活関連サービス業等	3/4以内	2/3以内	57件 (平成28年度から)	545人 ※3
	避難指示解除区域(解除後1年超)		2/3以内	1/2以内		
ふくしま産業復興企業立地補助金 (福島県のその他の市町村向け)	津波浸水地域(いわき市、相馬市、新地町等)	対象: 設備 業種: 製造業、物流施設等	1/2以内	1/3以内	447件 (平成23年度から)	6,374人 ※3
	その他の地域(福島市、郡山市、会津若松市等)		1/3以内	1/4以内		
津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 (青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の被災地向け)	岩手県・宮城県・福島県・茨城県(北茨城市)の津波浸水地域	対象: 土地、建物、設備等 業種: 製造業、物流施設等	1/2以内	1/3以内	435件 (平成25年度から)	4,728人 ※3
	福島県(避難指示区域等を除く)のその他の地域(福島市、郡山市、会津若松市等) <原子力災害被災地域>		1/3以内	1/4以内		
	青森県・茨城県(北茨城市以外)の津波浸水地域		1/4以内	1/5以内		

※2 これらの補助金の利用の際には、投資額に応じ、新規に地元での雇用を確保することが要件となる。 ※3 交付決定ベース、R1.7末時点

② - 1 効果検証 ～住民の居住状況・避難状況～

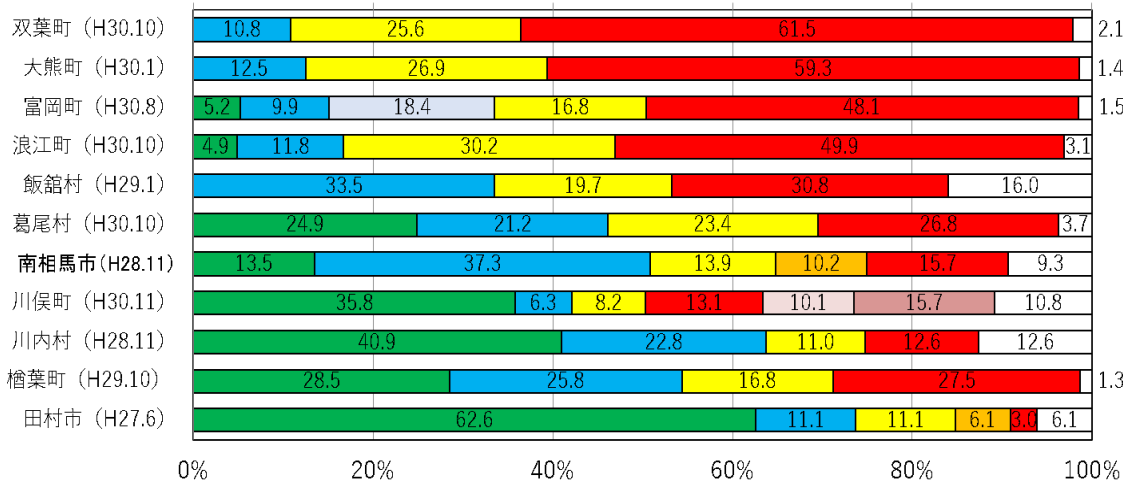
【住民帰還に係る状況】

- 避難指示が解除された地域の居住者数※1は、各自治体のHPで公表されている人数を単純に合計すると、約1.5万人※2（住民基本台帳人口は約7.2万人※3）（令和元年7月時点）。
- 住民意向調査によれば、避難指示解除が遅くなった市町村では「戻らない」と回答した方が5～6割程度となっている一方で、「戻りたい」、「まだ判断がつかない」と回答した方も3～4割程度いる。
- また、住民の帰還意向は、若い世代ほど「戻らない」と回答する割合が高い傾向にある。

※1 檜葉町、川内村は町村全域の居住者数。その他の市町村は避難解除等区域の居住者数。各自治体により居住者数の集計方法は異なる。
 ※2 川内村は平成30年9月時点の人数。葛尾村は転入者を含まない。
 ※3 檜葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯舘村、大熊町、双葉町は町村全域の登録者数。その他の市町村は避難解除等区域の登録者数。

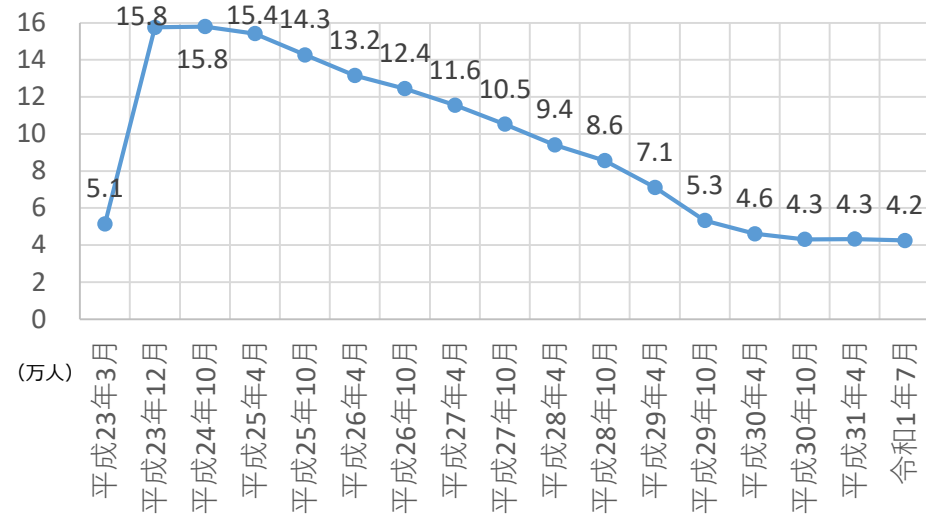
○原子力被災自治体における住民意向調査（帰還意向）

【凡例】
■ 戻っている ■ 戻りたい ■ 戻りたいが戻れない ■ まだ判断がつかない ■ 同じ自治体内に戻りたい ■ 戻らない
■ 同じ自治体内の他地区に転居している ■ 自治体外に転出している ■ 無回答



【福島県全体の避難者数（県内・県外）】

- 令和元年7月現在、約4万人を超える避難者。



※平成31年4月時点の避難指示区域からの避難対象者：約2.3万人（7市町村）
 （避難指示区域設定時（平成25年8月）は約8.1万人）

○世代別帰還意向（富岡町の例）

世代	戻らない
29歳以下	62.5%
30代	67.1%
40代	52.5%
50代	44.3%
60代	49.9%

（出典）平成30年度「富岡町住民意向調査」

(参考 1) 帰還しないと決めている理由

- 「避難先の方が、生活利便性が高いから」、「すでに生活基盤ができているから」が上位である町村が多く、その他「医療環境に不安があるから」などが上位にあげられている

※複数回答可

	1位	2位	3位	4位	5位
双葉町 平成30年度 n=920	避難先で自宅を購入または建築し、将来も継続的に居住する予定だから 54.5%	医療環境に不安があるから 49.5%	家が汚損・劣化し、住める状況にないから 46.4%	生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから 41.6%	水道水などの生活水の安全性に不安があるから 40.4%
富岡町 平成30年度 n=1,439	すでに生活基盤ができているから 60.4%	避難先の方が、生活利便性が高いから 40.4%	原子力発電所の安全性に不安があるから 36.2%	医療環境に不安があるから 32.4%	水道水などの生活水の安全性に不安があるから 27.4%
浪江町 平成30年度 n=1,519	医療環境に不安があるから 50.1%	すでに生活基盤ができているから 47.8%	生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから 42.3%	避難先の方が、生活利便性が高いから 39.2%	原子力発電所の安全性に不安があるから 37.9%
川俣町 平成30年度 n=35	避難先の方が、生活利便性が高いから 54.3%	すでに生活基盤ができているから 54.3%	医療環境に不安があるから 40.0%	介護・福祉サービスに不安があるから 37.1%	放射線量が低下せず不安だから 31.4%
葛尾村 平成30年度 n=87	避難先の方が、生活利便性が高いから 47.1%	医療環境に不安があるから 43.7%	葛尾村外への移動交通が不便だから 39.1%	高齢者・要介護者のいる世帯なので生活が不安だから 34.5%	すでに生活基盤ができているから 33.3%

(参考2) 住民が帰還を判断するために必要な条件

- 「医療・介護等の新設・再開」が上位である町村が多く、その他「商業施設の充実」、「住民の帰還状況」などが上位にあげられている。

※複数回答可

	1位	2位	3位	4位	5位
双葉町 平成30年度 n=383	医療・介護福祉施設の再開や新設 56.7%	住宅の修繕や建て替え、住宅確保への支援 49.1%	商業施設の再開や新設 29.0%	更なる放射線量の低減 26.1%	どの程度の住民が戻るかの状況 20.1%
富岡町 平成30年度 n=503	医療機関(診療科)の拡充 50.7%	商業施設の充実 39.4%	どの程度の住民が戻るかの状況 39.2%	介護・福祉施設の充実 33.6%	働く場の確保の見通し 30.0%
浪江町 平成30年度 n=920	医療・介護の復旧時期の目途 52.9%	商業やサービス業などの施設の復旧時期の目途 50.7%	どの程度の住民が戻るかの状況 37.8%	原子力発電所の安全性に関する情報(事故収束や廃炉の状況) 31.3%	放射線量の低下の目途、除染成果の状況 28.0%
川俣町 平成30年度 n=22	医療機関の充実 50.0%	商業施設の充実 50.0%	鉄道など公共交通機関の充実 40.9%	どの程度の住民が戻るかの状況 40.9%	原子力発電所の安全性に関する情報(事故収束や廃炉の状況) 36.4%
葛尾村 平成30年度 n=76	避難先の方が、生活利便性が高いから 52.6%	医療環境に不安があるから 51.3%	葛尾村外への移動交通が不便だから 42.1%	原子力発電所の安全性に不安があるから 30.3%	営農などができそうにないから 30.3%

※「まだ判断がつかない」と回答した方に聞いたもの。

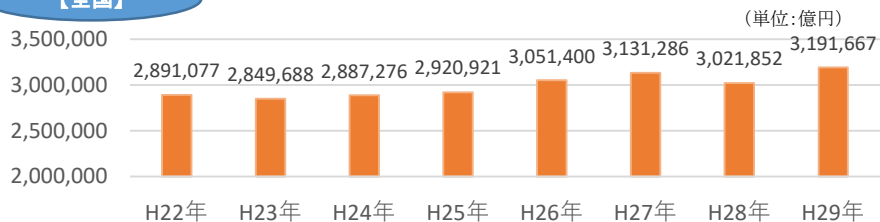
② - 2 効果検証 ～製造品出荷額等の推移～

- ▶ 福島県の製造品出荷額等については、震災前と比べた水準は全国（110.4%）と比較すると福島県（100.5%）は依然低調。
- ▶ 12市町村の製造品出荷額等については、震災直後、半分程度まで落ち込み、その後は、回復傾向にはあるものの、震災前と比べても依然、8割弱程度にとどまっており、産業の復興・再生は引き続き重要な課題。

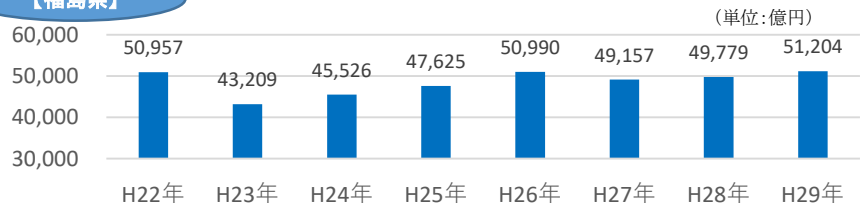
〔関係指標〕

地域別製造品出荷額等の推移

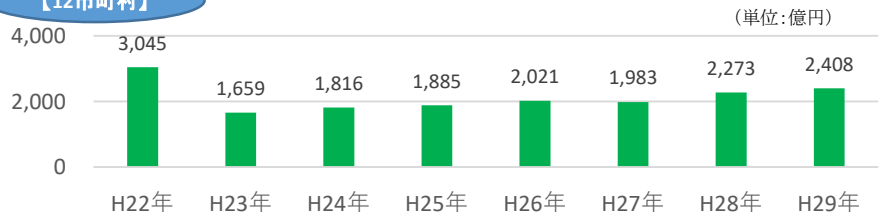
【全国】



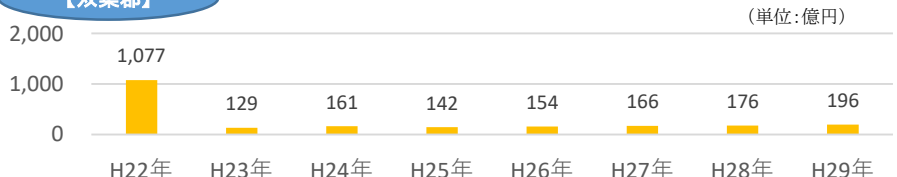
【福島県】



【12市町村】



【双葉郡】

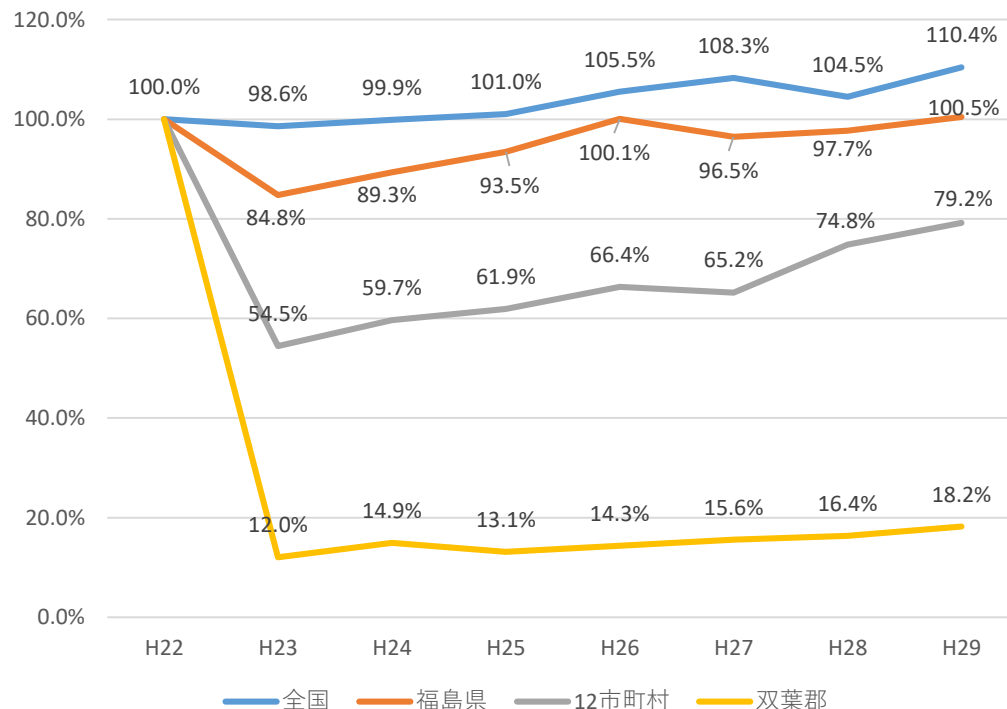


出典:経済産業省「工業統計調査」、福島県「平成30年 工業統計調査結果速報」、福島県「工業統計調査結果報告書」(平成22年、24年、26年、29年)より復興庁作成(平成23年及び平成27年の数値については、総務省及び経済産業省「経済センサス-活動調査」)
なお、調査年により、調査対象の全部または一部が除外されている地域がある。

〔関係指標〕

地域別製造品出荷額等の推移

製造品出荷額等の推移 (H22年度比)



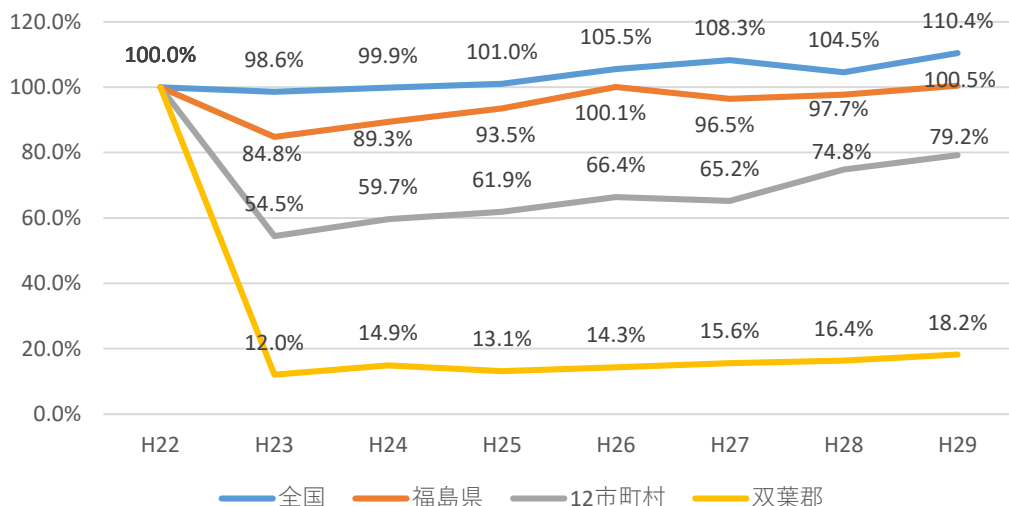
(出典) 工業統計調査(経済産業省、福島県)、経済センサス-活動調査(経済産業省、福島県)より抜粋・加工。なお、調査年により、調査対象の一部または全部が除外されている地域がある。

※ 全国・福島県の数値は確報値、12市町村・双葉郡の数値は、H29年が速報値、それ以前は確報値。
※ 12市町村とは、川俣町、田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村のこと。
※ 双葉郡とは、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村の8町村のこと。

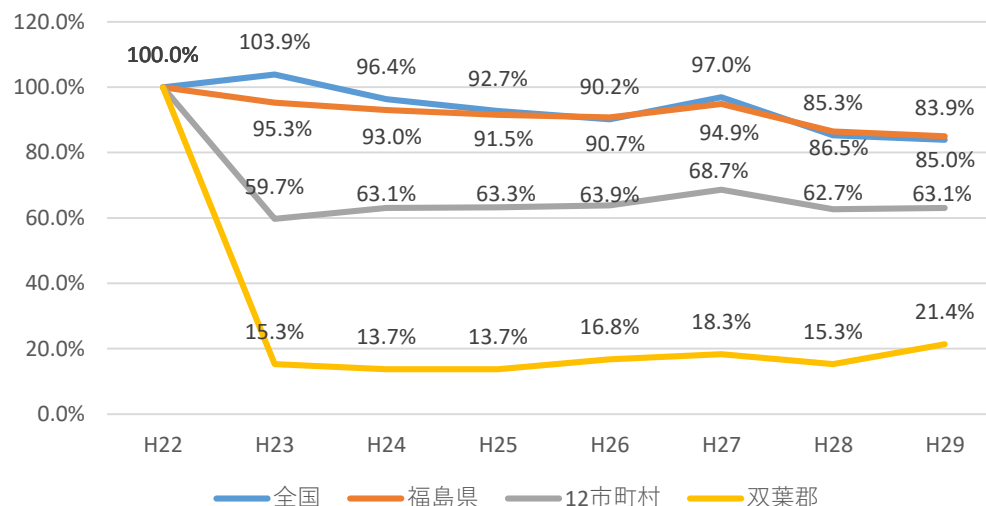
(参考1) 福島12市町村における製造品出荷額等の低下要因について (1)

➤ 福島県工業統計調査等によれば、双葉郡の事業所数は事故前と比べて大きく減少しており、製造品出荷額等の回復の遅れの大きな要因の一つである可能性が考えられる。

製造品出荷額等の推移 (H22年度比)



事業所数の推移 (H22年度比)



(出典) 工業統計調査(経済産業省、福島県)、経済センサス-活動調査(経済産業省、福島県)より抜粋・加工。

なお、調査年により、調査対象の一部または全部が除外されている地域がある。

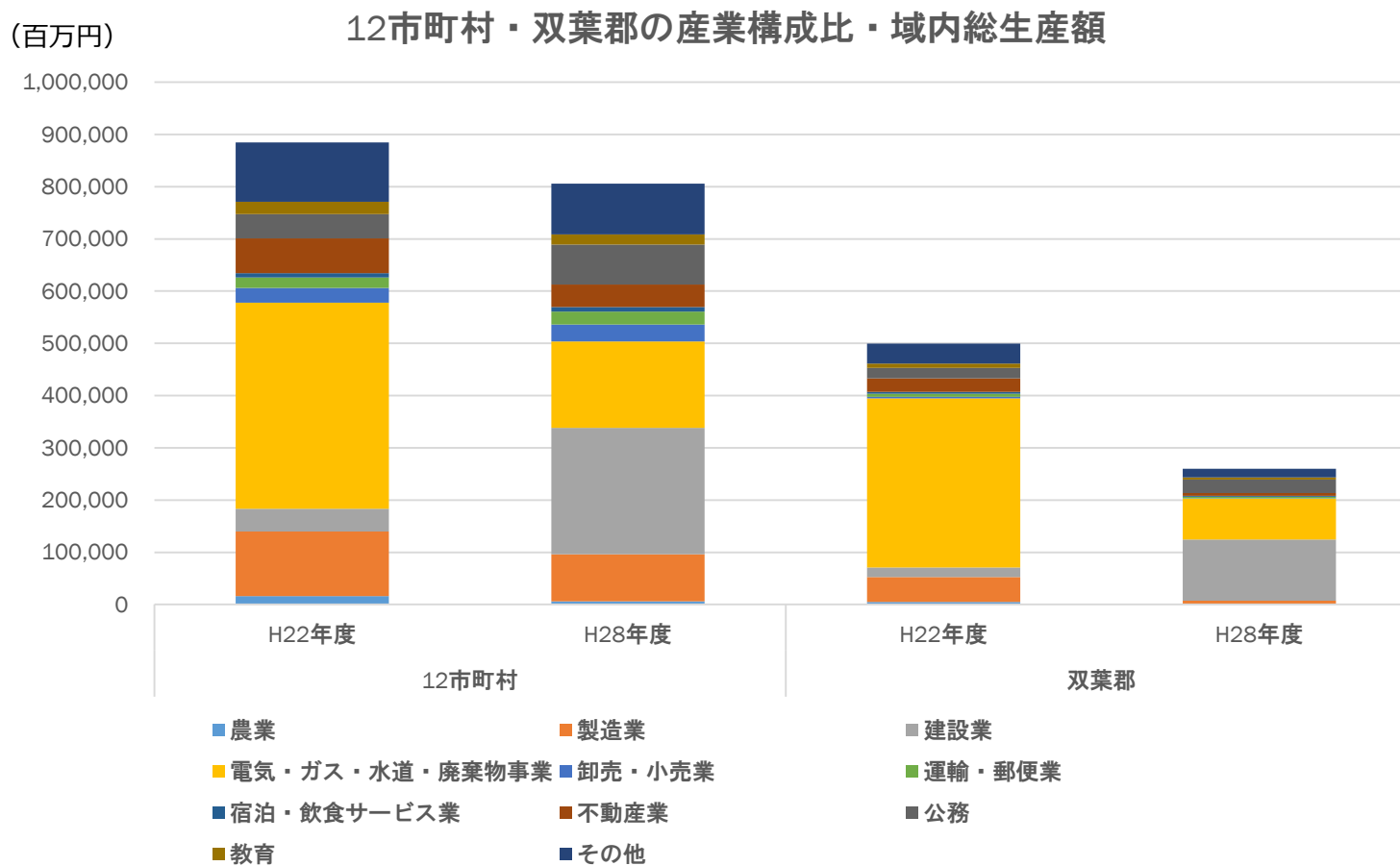
※平成29年福島県、12市町村、双葉郡のデータは速報値。

※12市町村：川俣町、田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※双葉郡：広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村

(参考2) 福島12市町村における製造品出荷額等の低下要因について (2)

- 12市町村の中でも、双葉郡は総生産額の回復が遅れている。
- 特に、震災前の主要産業となっていた電気・ガス・水道・廃棄物事業が大幅に縮小し、代わって復興・再生の取組を背景とした建設業の増加がみられる。



② - 3 効果検証 ～営農再開、森林・林業再生、水産業の復興～

【営農再開】

- 原子力被災12市町村の農地については、帰還困難区域を除き除染は100%完了、営農再開した面積は25%。
(目標：復興・創生期間内に6割)
〔津波被災地の農地整備は、48%完了・15%実施中〕
- 福島県における農業産出額は、震災前の89%の水準（全国は114%）。
- 営農再開の加速化が重要な課題。

【森林・林業再生】

- 福島県における森林整備量は、震災発生前に比べて半分程度の水準。
(H22:12千ha→H29:6千ha)
- 福島県における林業産出額は、震災前の81%の水準（全国は107%）
- 放射性物質対策と一体となった間伐等の森林整備やきのこの産地再生が重要な課題。

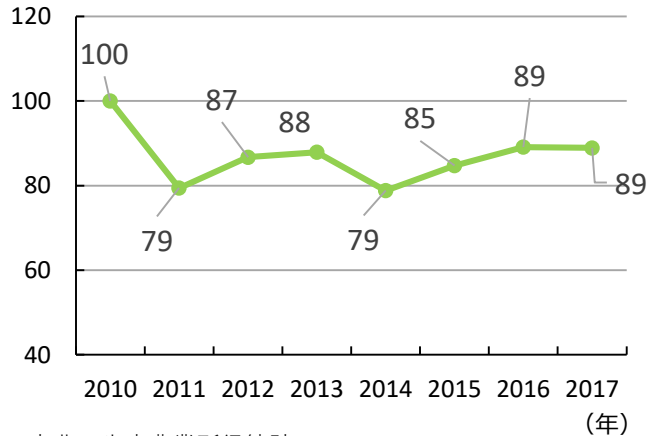
【水産業の復興】

- 福島県の漁港の大部分は、復旧完了。復旧の希望のある漁船は、85%が復旧(※)。
- 一方、水揚げは回復しておらず、水産加工業も売上げが震災前の8割以上に回復している事業者の割合は17%。
- 水揚げ・販路の回復等の本格的な操業再開が重要な課題。

(※) 福島県からの聞き取り。「復旧の希望のある漁船」には、復旧希望の可能性のある漁船を含む。

〔関係指標〕

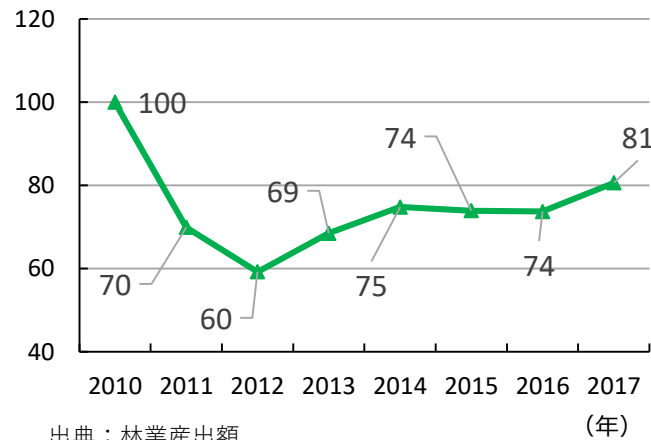
(%) 福島県における農業産出額（2010年比）



出典：生産農業所得統計

〔関係指標〕

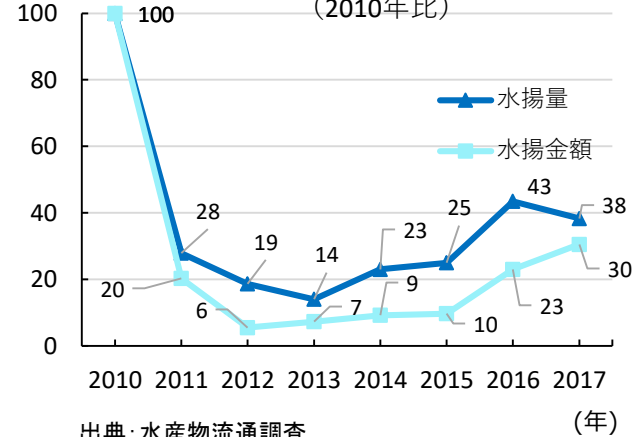
(%) 福島県における林業産出額（2010年比）



出典：林業産出額

〔関係指標〕

(%) 福島県における主要な魚市場の水揚金額・量（2010年比）



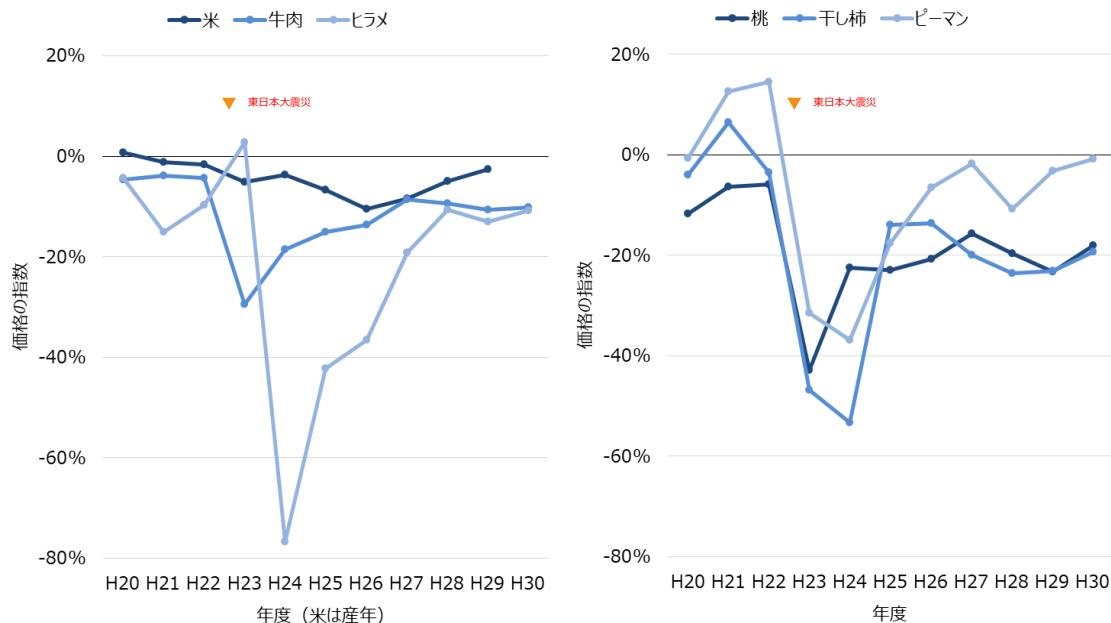
出典：水産物流通調査

② - 4 効果検証 ～福島県産品の価格動向等～

- 福島県産と全国平均との価格差は、震災直後、全国平均を大きく下回る状況となったが、その後、徐々に縮小。
- 放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人は、減少傾向にあり、直近の調査では、過去最少。
- 輸入規制措置を講じた54か国・地域のうち、計32か国・地域が規制を撤廃、20か国・地域が規制を緩和。

〔関係指標〕

○福島県産品と全国平均との価格差

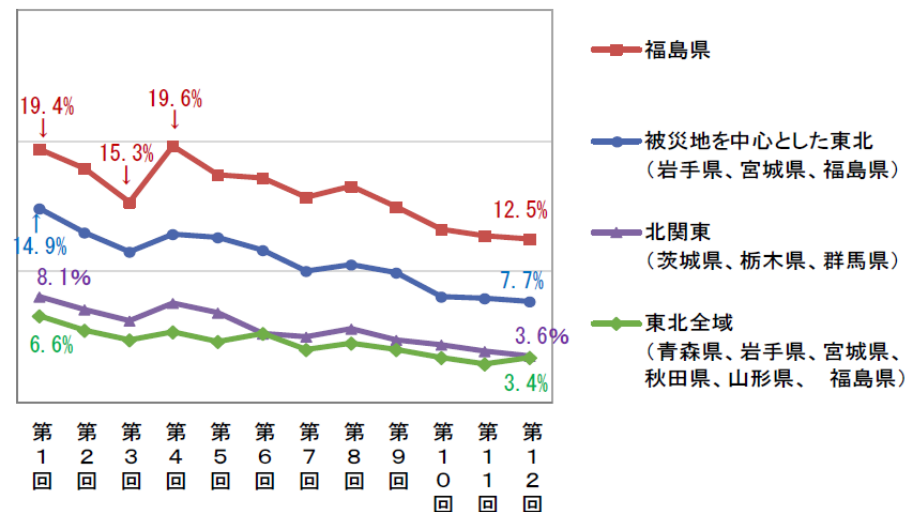


出典: 農林水産省「平成30年度福島県産農産物等流通実態調査」

〔関係指標〕

○放射性物質を理由に購入をためらう産地

Q14 放射性物質を理由に購入をためらう産地

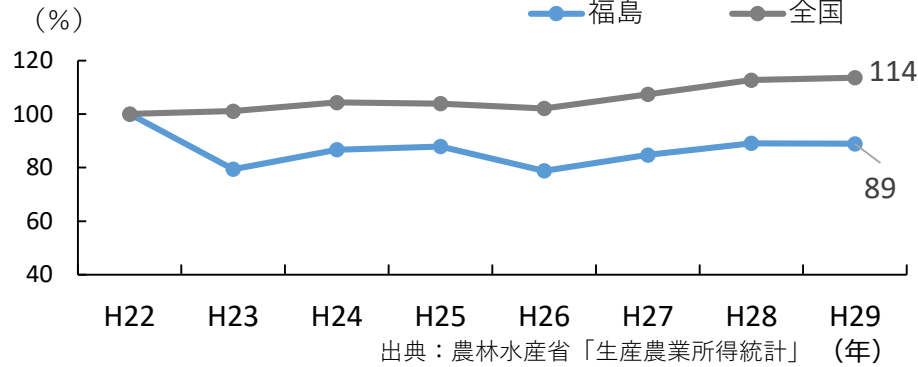


出典: 消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査(第12回)」

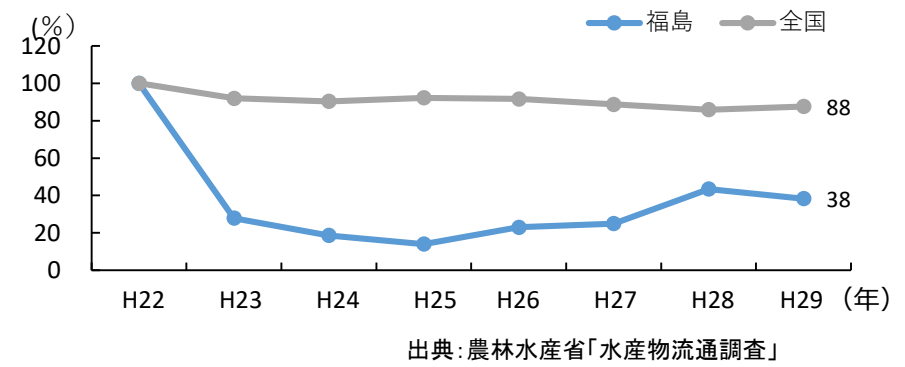
(参考 1) 福島県における農業産出額等について

- 福島県の農業産出額（平成29年）の対平成22年比は89%（全国は114%）。
- 福島県の林業産出額（平成29年）の対平成22年比は81%（全国は107%）。
- 福島県の主要な魚市場の水揚量（平成29年）の対平成22年比は38%（全国は88%）、水揚金額の対平成22年比は30%（全国は100%）。

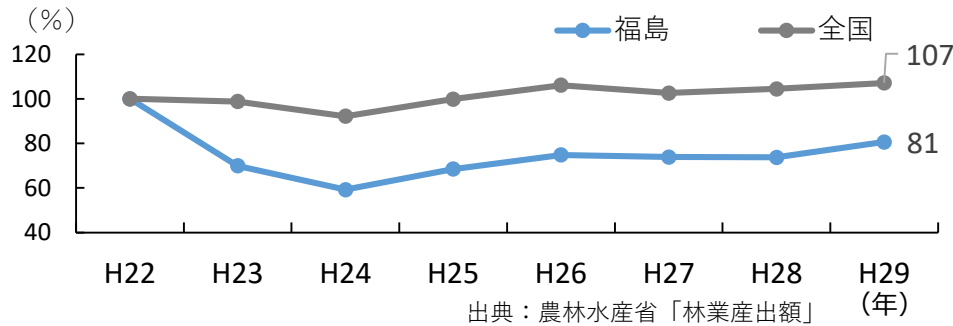
<農業産出額(対平成22年比)>



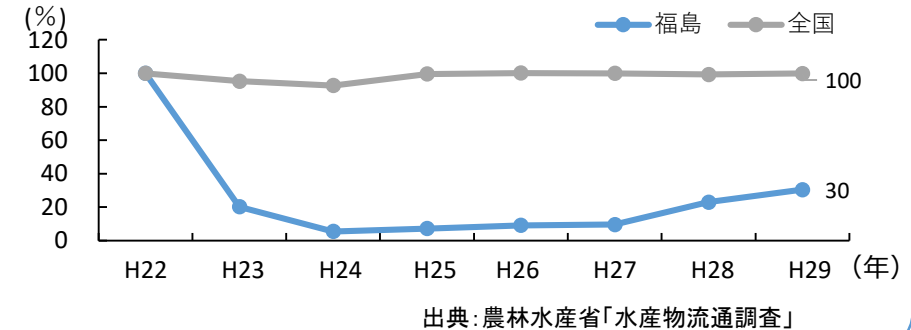
<水揚量(対平成22年比)>



<林業産出額(対平成22年比)>



<水揚金額(対平成22年比)>

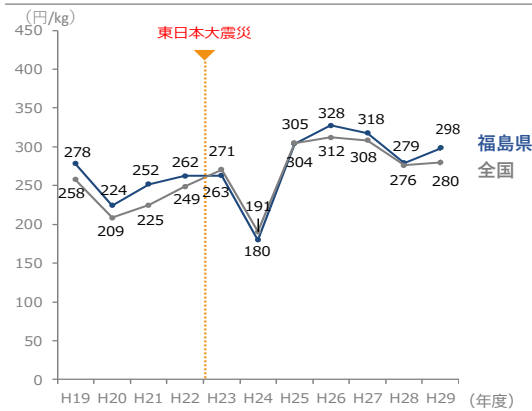


⇒ こうした状況について、需要・価格面、生産面等から分析。

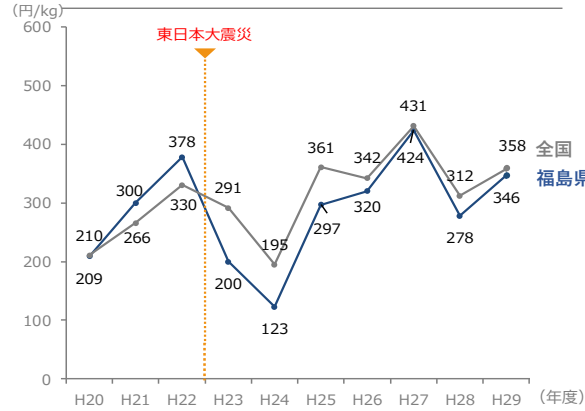
(参考2) 農業産出額① (需要・価格面)

- 福島県産の主な農産物について、震災前後の価格の推移を全国平均と比較すると、一部の品目に関しては全国平均との明らかな差異があるとはいえない一方、一部の品目に関しては、震災後に発生・拡大した全国平均との価格差が現在まで固定化している状況。
- この固定化の原因としては、他県産による代替が進み、他県産で需要が賄われる（流通業者にとって、福島県産に戻す特段の動機がない）など、流通構造が変化していることが考えられる。

<夏秋きゅうり>



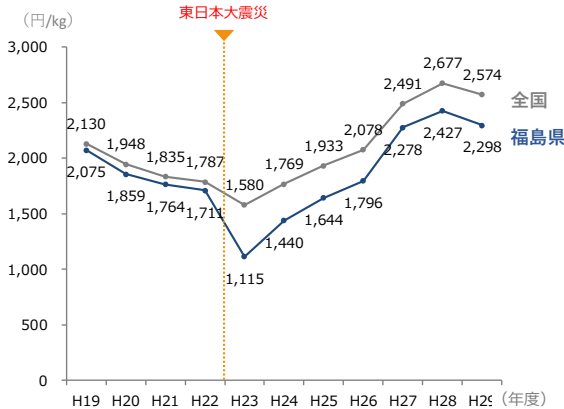
<ピーマン>



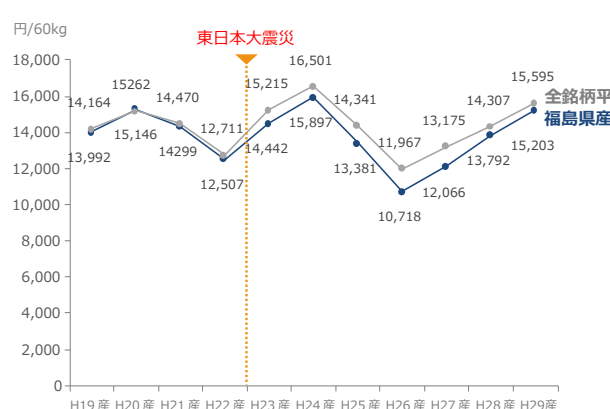
<全国平均との価格差が固定化している要因>
※関係者へのヒアリング等による。

- ・牛肉(和牛): 卸売市場において、福島県産の競りに参加する買い手の数が減少したことも一因
- ・米: 消費者への説明コスト等を避けるため、小売店が販売棚から外したり、価格が重視される業務用米(家庭用米より低価)にシフト
- ・桃: 贈答用品について福島県産をメイン産地として取り扱う業者が減少

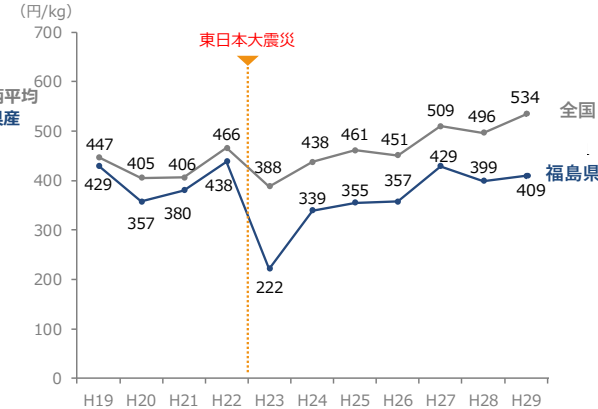
<牛肉(和牛)>



<米(主食用米)>



<桃>

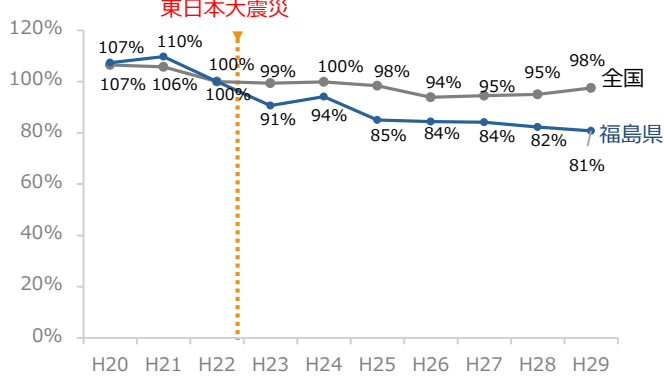


出典:
米以外は、東京都中央卸売市場「市場統計情報」
米は、農林水産省「米の相対取引価格」及びそれに基づく福島県推計値

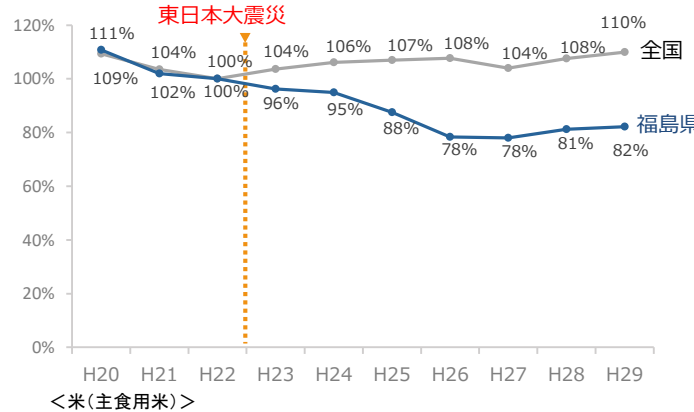
(参考2) 農業産出額② (供給面)

- 福島県産の主な農産物について、震災前（平成22年）の出荷量と比較した平成29年の出荷量は、概して全国と比べて落ち込みが大きい状況。
- この状況について、品目によっては、原子力被災12市町村において営農休止が続いていることの影響も考えられる（当該営農休止面積は、福島県の耕地面積の約1割に相当。12市町村における営農再開面積の割合は、約25%に留まる状況。）。

<きゅうり>



<ピーマン>

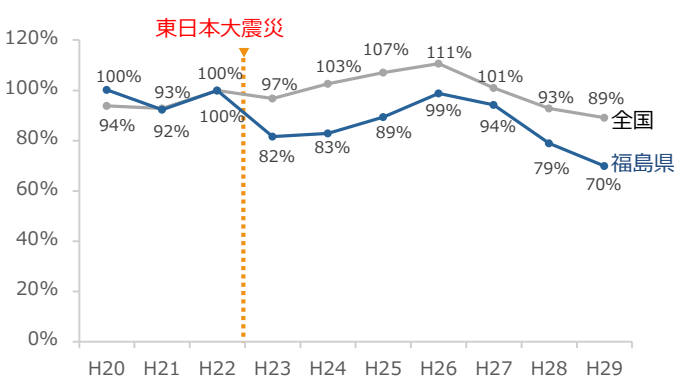


<平成22年の出荷量に対する平成29年の出荷量の割合>

品目名	福島[A]	全国[B]	[A-B]
きゅうり	81%	98%	△ 17%
ピーマン	82%	110%	△ 28%
牛肉	70%	89%	△ 19%
米	75%	89%	△ 14%
桃	101%	92%	+ 9%

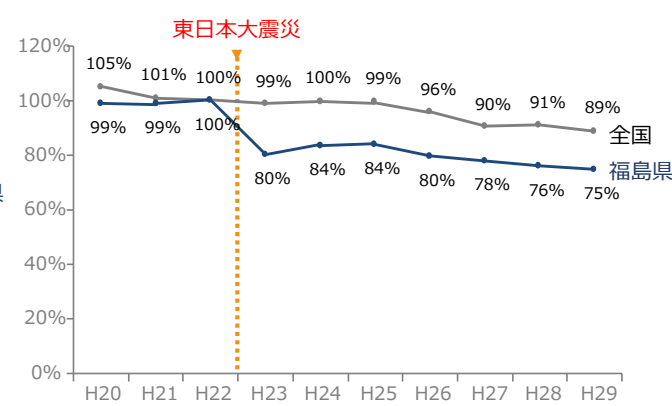
※ 米は自家消費を含む生産量

<牛肉(和牛)>

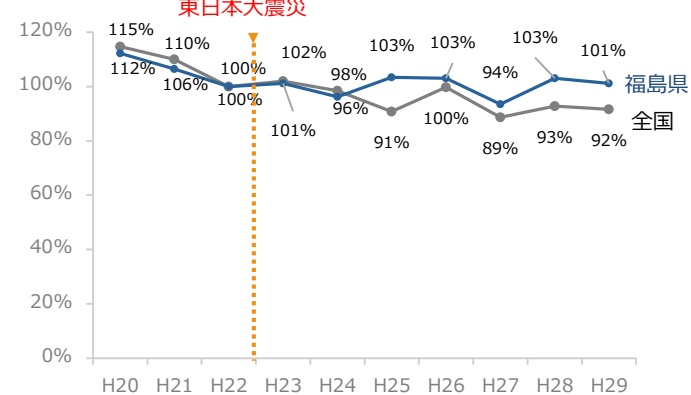


※東京都中央卸売市場での取扱量(頭数ベース)

<米(主食用米)>



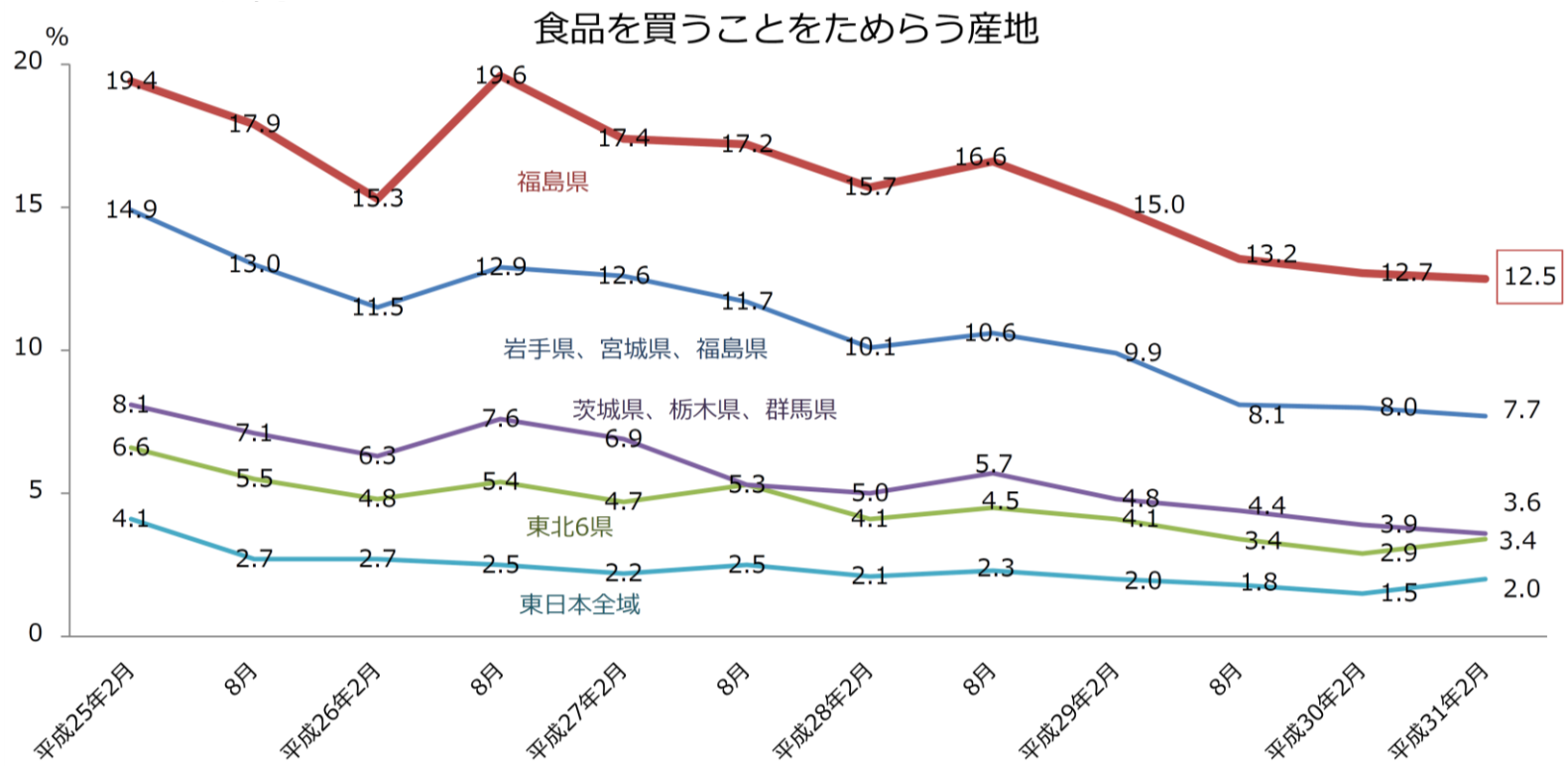
<桃>



◆ 消費者・流通業者のマインド①

<福島県産の購入をためらう消費者の割合>

被災地産の食品の購入をためらう消費者が、一定程度存在。特に、福島県産の食品については、高い割合。



資料：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第12回）」
 注： 全回答者（5,176人）のうち、産地を気にする人が放射性物質を理由に購入をためらう産地として選択した産地の割合

◆ 消費者・流通業者のマインド②

<福島県産に関する流通段階の認識の齟齬>

仲卸業者等の「納入業者」は小売業者、外食業者等の「納入先」の意向を実態よりもネガティブに評価。

- 農林水産省のアンケート調査において、**流通の各段階の事業者**に、**福島県産品の取扱姿勢**について5段階で**自己評価・他者評価**を実施（「前向き：5点」、「やや前向き：4点」、「どちらともいえない：3点」、「やや後向き：2点」、「後向き1点」）。
- 卸売業者・仲卸業者は、原材料を納入する加工業者・小売業者・外食業者の自己評価（各3.1）に比べ、その取扱姿勢を低く評価（卸売：各2.8、仲卸：各2.5）している。
- 加工業者は、商品を納入する小売業者・外食業者の自己評価（各3.1）に比べ、その取扱姿勢を低く評価（小売2.9、外食2.8）している。
- 小売業者・外食業者は、消費者の自己評価（3.2）に比べ、その取扱姿勢を低く評価（各2.6）している。

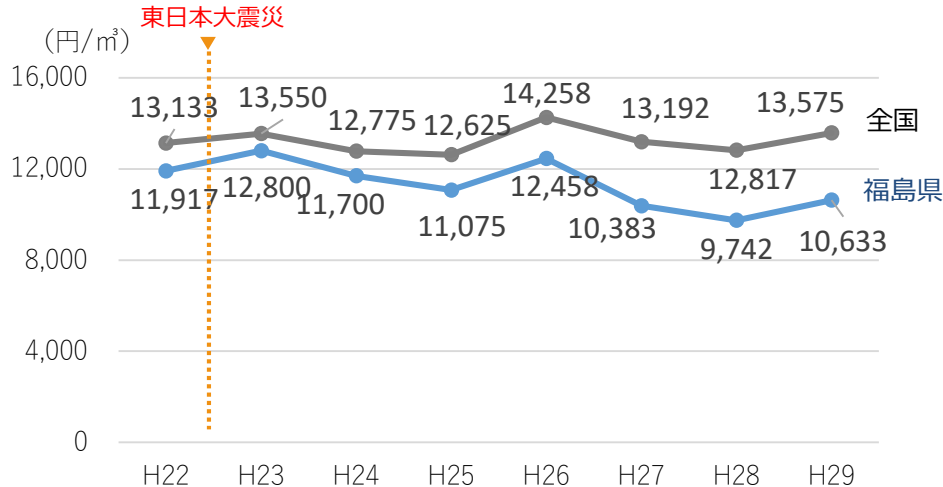
		評価される側					
		卸売	仲卸	加工	小売	外食	消費者
評価する側	卸売	4.0 (104)	3.2 (77)	2.8 (78)	2.8 (91)	2.8 (79)	
	仲卸	3.0 (133)	3.5 (203)	2.5 (82)	2.5 (146)	2.5 (98)	
	加工	3.0 (68)	3.0 (50)	3.1 (176)	2.9 (60)	2.8 (47)	
	小売	3.2 (162)	3.2 (116)	2.9 (132)	3.1 (209)		2.6 (166)
	外食	3.0 (174)	2.9 (115)	2.9 (156)		3.1 (352)	2.6 (183)
	消費者						3.2 (-)

※「5 前向き」「4 やや前向き」「3 どちらともいえない」「2 やや後向き」「1 後向き」の5段階評価の平均値。
 ※カッコ内の数値は、評価する側とされる側の組み合わせごとの回答数。
 ※消費者の自身の姿勢については、全国の消費者への調査での9,496人の回答。

(参考3) 林業産出額① (需要・価格面)

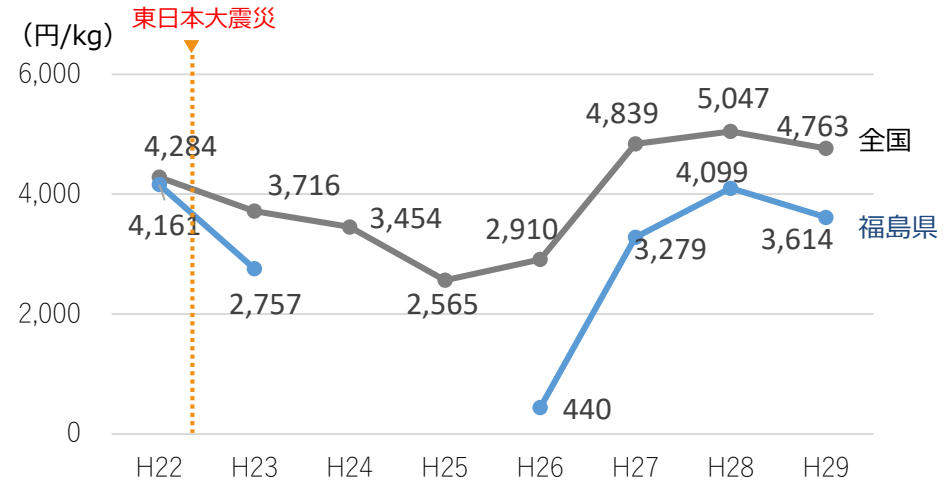
- 福島県の林業産出額の約6割は木材、約4割はきのこなどの特用林産物。
- 福島県産の木材（丸太）について、震災前後の価格の推移を全国平均と比較すると、震災前からあった全国平均との差が拡大。
- 福島県の特用林産物を代表するしいたけについて、震災前後の価格の推移を全国平均と比較すると、
 - ・ 乾しいたけ（主に原木により生産）は、震災後に発生した価格差が現在も戻っていない。
 - ・ 生しいたけ（主に菌床により生産）は、2～8%程度低い水準で推移した後、平成29年は9割程度に低下。これは、依然として出荷制限が継続していることが需要に影響を与えているものと考えられる。

<木材(丸太)の価格の推移>



※丸太（スギ中丸太、24～28cm、製材用、工場着購入価格）
出典：農林水産省「木材需給報告書」

<乾しいたけの価格の推移>



※H24、25は、データなし
出典：農林水産省「特用林産物生産統計調査」及び福島県調査

[参考]

しいたけの原木は、主に生産者の近隣にある森林から調達されてきたため、そのような森林が放射性物質の影響を受けた場合、生産・販売に影響（なお、原木の調達が困難となった生産者が生産を継続するに際しては、他地域から汚染されていない原木を調達）。

一方、菌床栽培については、原木を破碎したオガ粉に栄養材を混合して製造される菌床培地を用いて施設内で栽培されるものであり、原木栽培よりも放射性物質の影響は少ない。

(参考3) 林業産出額② (供給面)

- 福島県産の木材（丸太）の生産量は、震災前と比べて増加しているが、全国よりもやや低調であり、双相地域は半分程度の水準。
- しいたけの生産量は、全国的に震災前と比べて減少しているが、中でも福島県産は大幅な落込み。特に、原木しいたけは、全国的にも震災前の約6割に落ち込んでいるが、生産の再開が遅れている福島県産は約1割の水準。

<平成22年の生産量に対する平成29年の生産量の割合>

品目名	福島県 [A]	全国 [B]	[A - B]
木材（丸太）	114 %	125 %	△ 9%

※丸太(製材用、合板用、木材チップ用(製紙用))

出典:農林水産省「木材需給報告書」

品目名	福島県 [A]	全国 [B]	[A - B]
しいたけ（全体）	69 %	86 %	△ 17%
原木しいたけ	11 %	61 %	△ 50%
菌床しいたけ	90 %	100 %	△ 10%

出典:農林水産省「特用林産物生産統計調査」及び福島県調査

(参考)原木しいたけの出荷制限・出荷自粛区域

平成24年11月時点:10県129市町村
(岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、静岡)



令和元年6月時点:9県126市町村
(岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川、静岡)

(参考4) 水産業：水揚量・水揚金額

- 福島県の主要な魚市場で取り扱う水揚量については、震災前の24,276tから、平成29年は9,313tに減少。福島県の沿岸漁業及び沖合底びき網漁業については、震災後に操業を自粛し、現在まで本格操業が再開していない状況（これらの漁業については、小規模な操業と販売により出荷先での評価を調査する「試験操業」を平成24年から開始し、平成29年の水揚量は3,281t）。
- また、水産物価格については、魚種ごとに状況は異なるが、主要な魚市場で取り扱う水産物1kg当たりの平均価格は、震災前の273円から、平成29年は212円に下落。
- こうしたことから、水揚金額は依然として低調（震災前の3割の水準）。

＜福島県における主要な魚市場（相馬原釜、久之浜、小名浜）の水揚量・価格＞

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
水揚量 (t)	24,276	6,731	4,468	3,367	5,525	5,997	8,690	9,313
価格 (円/kg)	273	197	79	139	107	104	123	212

※ 平成29年より試験操業においてもせり・入札取引が開始され、それらに係る水揚量・価格については左表に計上。

出典：農林水産省「水産物流通調査」等

＜試験操業による水揚量＞

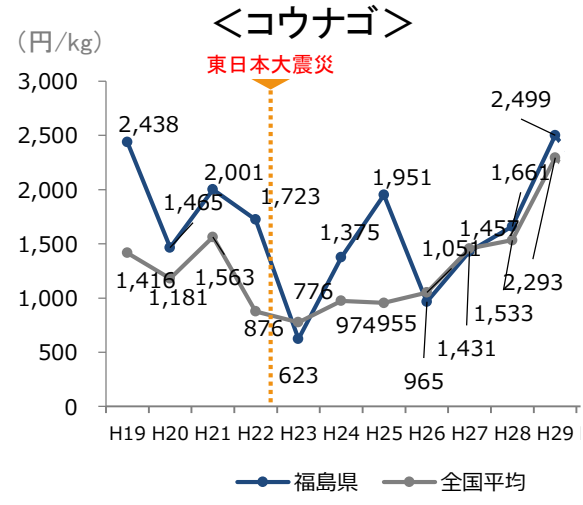
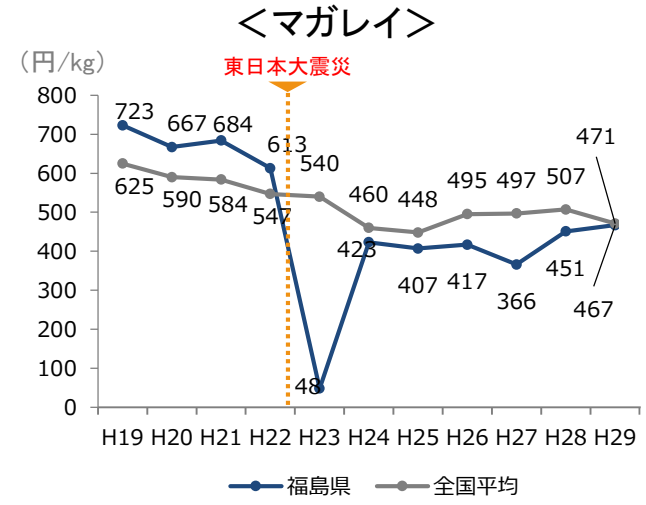
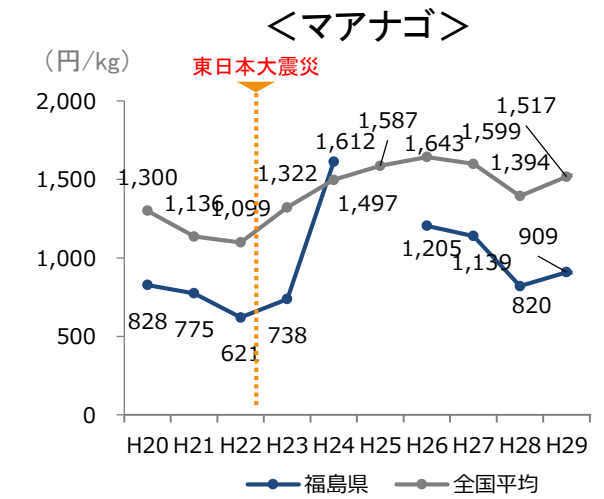
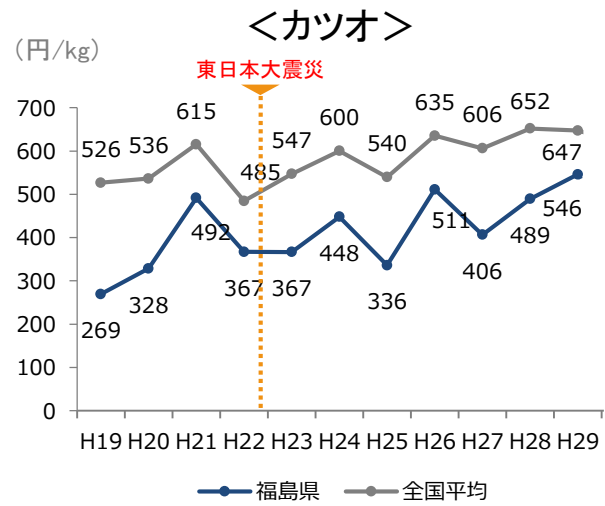
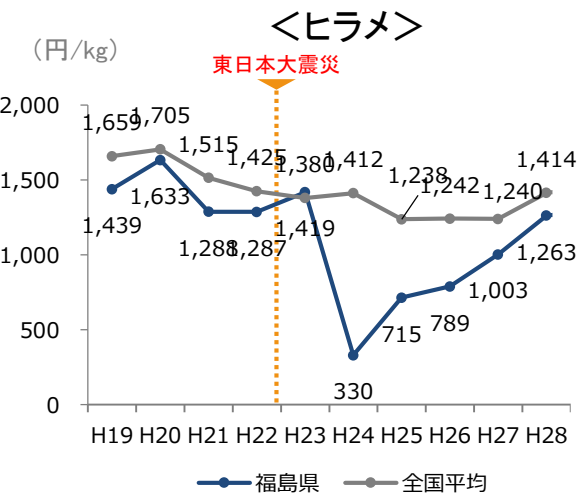
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
水揚量 (t)	122	408	742	1,512	2,100	3,281

※ 福島県全体の試験操業によるもの。（相対取引に係る水揚量を含む）

出典：福島県海面漁業漁獲高統計

◆ 主要な魚種ごとの価格の推移

(東京都中央卸売市場における取引価格)



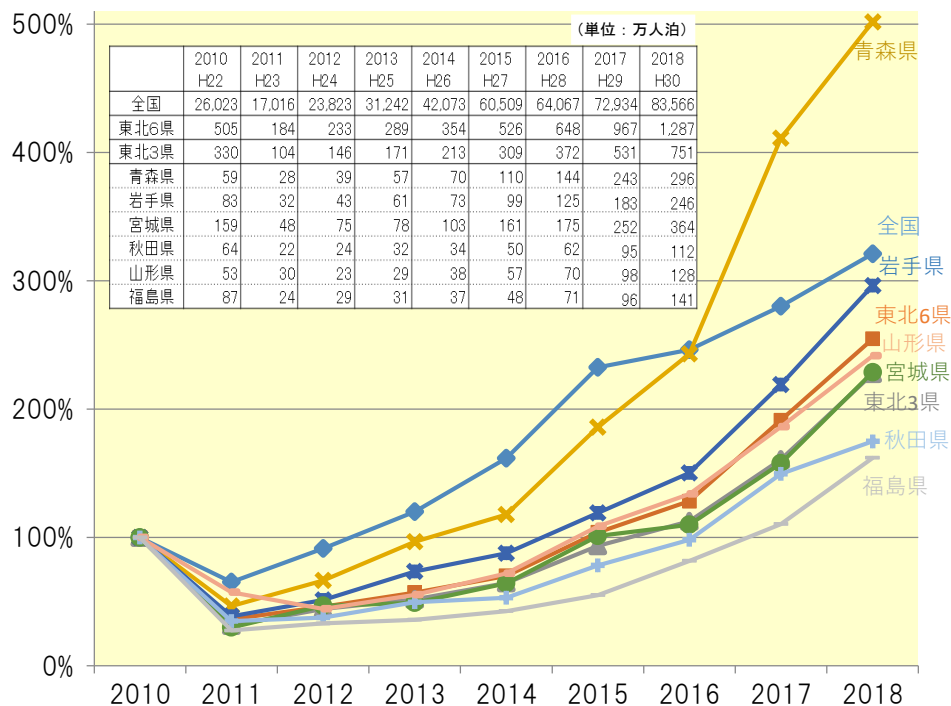
出典: 東京都中央卸売市場
「市場統計情報」

② - 5 効果検証 ～外国人宿泊者数等の推移～

- 福島県の外国人延べ宿泊者数は震災前以上に回復したが、震災前と比べた割合（162.2%）は、全国（321.1%）に大きく劣っている。
- 福島県教育旅行の延べ宿泊者数は、震災前の7割程度（平成21年度比）。

〔関係指標〕

○外国人延べ宿泊者数

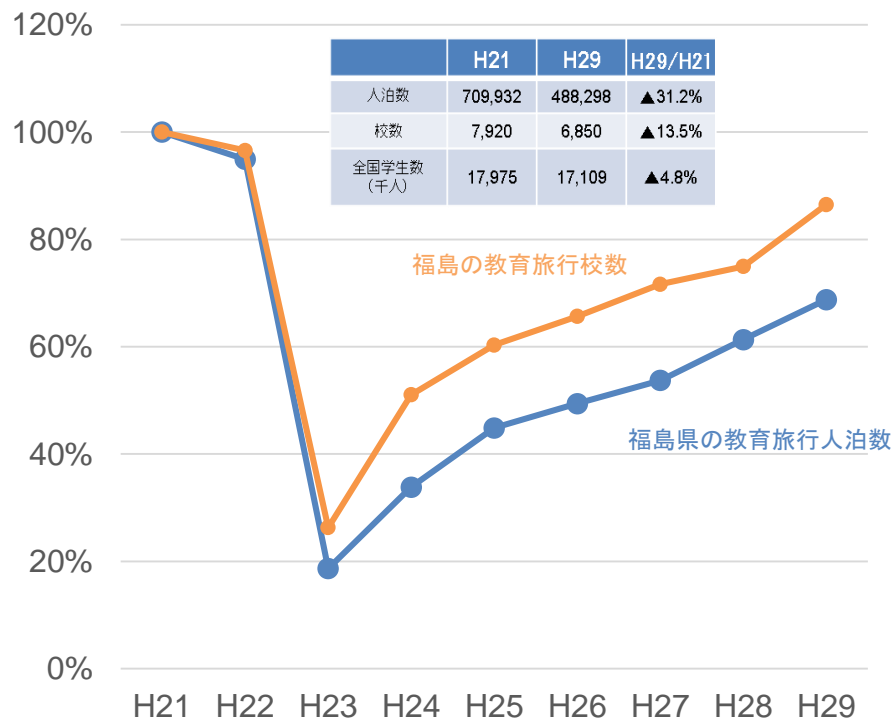


出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

※従業員数10人以上の施設における延べ宿泊者数。

〔関係指標〕

○福島県教育旅行の延べ宿泊者数



出典：平成29年度福島県教育旅行入込調査報告書、学校基本調査

※教育旅行を目的に福島県に宿泊した小学生～大学生までの宿泊延べ人数及び学校・団体数

(参考) 風評被害に対する主な対応

○平成25年3月：復興大臣の下、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」設置 (これまでに11回開催) 関係省庁による風評対策をパッケージとして取りまとめ

背景

震災から2年を経過してもなお続く福島県を中心とした原子力被災地域における風評被害を克服するためには、関係省庁一体となった取組が必要。

主な取組

- ・パンフレット「放射線リスクの基礎的情報」(平成26年2月)



○平成26年6月：タスクフォースにおいて「風評対策強化指針」取りまとめ

背景

震災から3年を経過してもなお根強く残る風評被害の現状に鑑み、取り組むべき施策を体系的に整理し、風評対策の強化を図ることが必要。

主な取組

- ・パンフレット 「風評被害の払拭に向けて」(平成29年4月)
- ・海外への情報発信 G7伊勢志摩サミット(平成28年5月) など



○平成29年12月：タスクフォースにおいて「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」策定

背景

震災から6年9か月が経過しても、風評被害や原子力災害に起因するいわれのない偏見や差別が発生。このような風評や偏見・差別は、放射線に関する正しい知識や福島県における食品中の放射性物質に関する検査結果等が十分に周知されていないことが原因であると考えられることから、より広く国民一般に対して知ってもらうことが必要。

主な取組

- ・パンフレット「放射線のホント」(平成30年3月)
「いまどきママパパの基礎知識<放射線について>」(平成31年3月)
- ・マンガ 「ふくしまを食べよう。」(平成30年12月)
- ・ホームページ「福島は今」(タブレット先生を活用したクイズ・動画など) (平成31年2月～)
- ・全国版のTVCM(平成31年2月)
- ・全国の産婦人科でのパンフレット配布、待合室モニターでの動画(平成31年3月)
- ・海外への情報発信 G20大阪サミットでの展示ブース(平成31年5月) など
- ・放射線副読本 全国の小・中・高等学校等に約1,450万部配布(平成30年10月)
- ・PTA関係者が集まる全国大会に復興大臣等が参加し、放射線知識の理解促進等に向けた情報発信を実施



3 主要関連施策

① 福島イノベーション・コースト構想の推進体制

- 平成29年5月、福島復興再生特別措置法を改正し、**構想を法律に位置付けた**。
- 同年7月、福島県においても、構想推進の中核的な機関として、**福島イノベーション・コースト構想推進機構**（イノベ機構）を設立（平成31年1月、公益財団法人に認定）。
- 同年11月、**国と関係自治体からなる構想推進のための分科会**（福島復興再生特別措置法に根拠規定あり）を立ち上げるなど、推進体制を抜本強化。
- イノベ機構は、平成30年4月より取組を本格化し、随時職員を増員するなど、**体制を順次拡充中**。

<推進体制>

国

福島イノベーション・コースト構想 関係閣僚会議

メンバー：

- ・共同議長 = 復興大臣、経済産業大臣
- ・メンバー = 総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、情報通信技術（IT）政策担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（地方創生）

役割：

- ・関係省庁による具体的な連携体制の構築

開催実績：第1回 平成29年7月28日
第2回 平成30年4月25日

国＋地元

福島イノベーション・コースト構想 推進分科会

メンバー：

- ・共同議長 = 復興副大臣、内閣府原子力災害現地对策本部長、経済産業副大臣、福島県知事
- ・メンバー = 外部有識者、15市町村首長、関係省庁本省局長級

役割：

- ・関係省庁、関係自治体等が構想の推進に関する基本的な方針を共有

開催実績：第1回 平成29年11月27日
第2回 平成30年12月3日

地元

福島イノベーション・コースト 構想推進本部会議

- メンバー：福島県知事（本部長）、副知事、各部局長
役割：県庁内における構想推進に関する連携体制の構築

（公財）福島イノベーション・ コースト構想推進機構

- ・構想推進の中核的な機関となることを目指し、福島県が設立
- ・組織は、産業集積部、教育・人材育成部、交流促進部、など
- ・専従職員は、県派遣、民間出向など74名（令和元年9月1日現在）

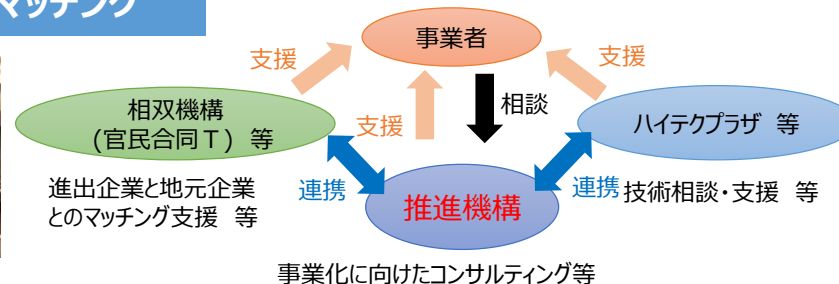
- ビジスマッチング、教育・人材育成、交流人口の拡大、公の施設の管理運営及び情報発信に関する取組を行い、構想の推進に重要な役割を果たしている。

産業集積・ビジスマッチング

実用化開発や事業化の支援、ビジスマッチングイベントの開催など、産業集積を促進する取組を実施。



ふくしまらいビジネス交流会



教育・人材育成

浜通り地域等での大学等の教育研究活動や、初等中等教育のイノベーション人材育成を支援。



県立小高産業技術高校におけるドローンを活用した実習



飯館村と東京大学との協定締結式

交流人口の拡大

拠点の活用や地域の新たな魅力創造など、交流人口の拡大に向けた取組を実施。



稲葉遠隔技術開発センター



ワンダーファーム (いわき市)

公の施設の管理運営

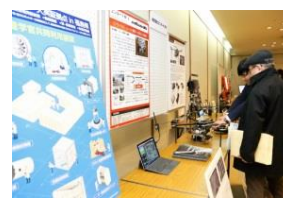
今後福島県が整備予定の拠点について、県と一体となって管理・運営等の準備を推進。



情報発信拠点 (アーカイブ拠点)

情報発信

シンポジウムの開催など、総合的な情報発信を推進。



技術開発の展示



シンポジウム

(参考2) 福島イノベーションコースト構想における全国の大学との主な連携の取組について

① 「復興知」事業における大学の活動について

- 全国の大学等が有する福島復興に資する「知」（復興知）を、浜通り地域等に誘導・集積するため、組織的に教育研究活動を行う大学等を支援する「大学等の「復興知」を活用した福島イノベーション・コースト構想促進事業」を2018年度より実施。
- 採択大学には、拠点となる市町村に活動拠点を置くこと等を求め、浜通り地域等における大学等の教育研究活動を根付かせるとともに、大学間、研究者間の相互交流、ネットワークづくりを推進。

(採択件数)

2018年度:15大学等20プログラム 2019年度:18大学等25プログラム

<2019年度採択大学の活動地域>

	弘前大学	東北大学	福島大学	東京大学	東京工業大学	東京理工大学	京都大学	大阪大学	長崎大学	会津大学	郡山女子大学	東日本国際大学	慶應義塾大学	早稲田大学	日本大学	東京農業大学	近畿大学	福島工業大学
新地町			●															
相馬市																	●	
南相馬市		●	●	●						●								
飯館村			●	●				●										
川俣町																	●	
浪江町	●	●	●		●							●				●		
葛尾村		●	●								●	●			●			
田村市													●					
双葉町			●									●						
大熊町			●				●					●						●
富岡町			●			●		●				●						
川内村			●									●						
楢葉町			●	●								●						●
広野町			●									●		●				●
いわき市			●									●						●

② 浜通り地域に設置された拠点施設との連携について

○ 廃炉国際共同研究センター (CLADS) 国際共同研究棟 (富岡町)

- CLADSの本部を国際共同研究棟に設置。廃炉の研究開発及び人材育成の拠点として整備。2017年度から運用開始。
- これまで、東京大学・東京工業大学など国内7大学がCLADSを利用した研究を実施。

○ 楢葉遠隔技術開発センター (楢葉町)

- 1Fの廃止措置推進のため、ロボット等遠隔操作技術の研究開発拠点として整備。2015年度から運用開始。
- 150件を超える実証実験の実績。東京大学、東京工業大学、東北大学、福島大学、会津大学等の国内大学も利用。

○ 福島ロボットテストフィールド (RTF) (南相馬市、浪江町)

- 物流、インフラ点検、災害対応で活躍するロボット・ドローンの研究開発拠点として南相馬市・浪江町に整備中。
- 整備が済んだ施設から順次供用開始。2019年6月、2つの大学を含む9者が南相馬市拠点内の研究室に入居決定。

(参考) RTF 第1次入居者

公立大学法人会津大学
株式会社人機一体
株式会社タジマモーターコーポレーション
テトラ・アビエーション株式会社
株式会社テラ・ラボ
株式会社デンソー
東北大学未来科学技術共同研究センター
富士コンピュータ株式会社
株式会社プロドローン

② 12市町村の営農再開の加速化 ～12市町村の農業者の営農再開状況及び意向～

- 原子力被災12市町村の農業者のうち、認定農業者は、既に多くの者が営農再開（61.7%）しており、加えて営農再開の意向がある農業者（23.4%）も多い。（計85%）
- 一方で、認定農業者以外の農業者は、多くが営農再開未定又は再開意向なし（60.3%）となっており、担い手の確保が極めて重要な課題。

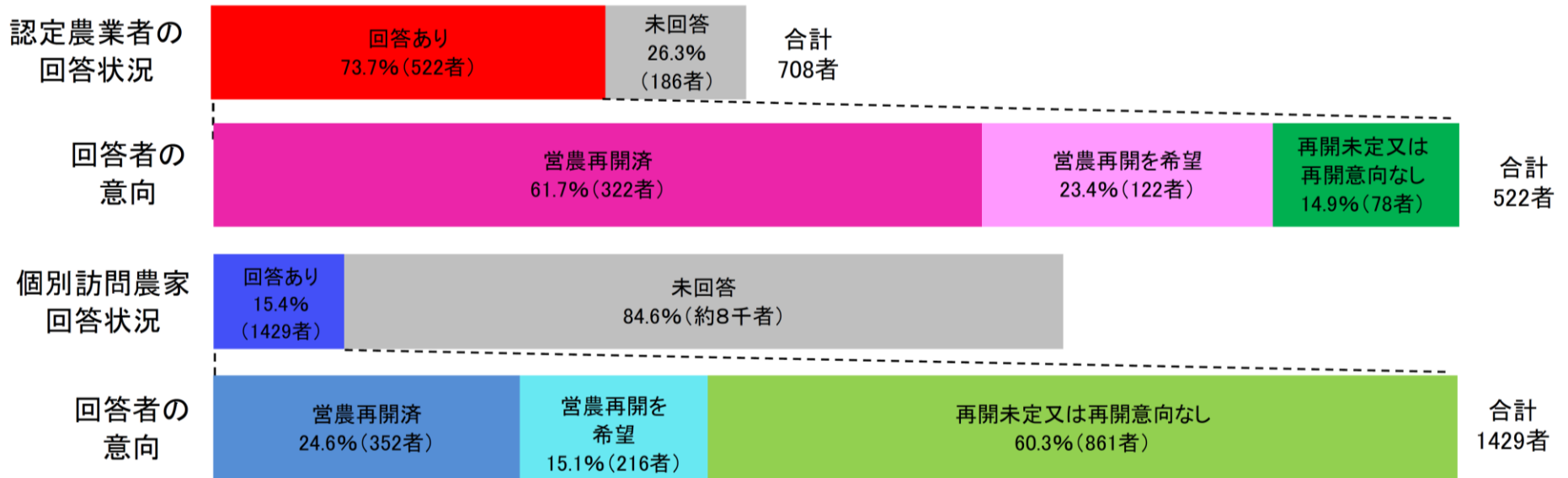


表 個別訪問農家のうち再開未定又は再開意向なしの農業者（861者）の農地の活用意向

課題（理由）	者数	割合
既に出し手となっている	63者	7%
出し手となる意向あり	640者	74%
出し手となる意向なし	59者	7%
耕作予定のない農地なし	66者	8%

② 12市町村の営農再開の加速化 ～地元との意見交換と地元ニーズ～

- 農林水産省において、福島県やJA福島中央会との意見交換を実施し、課題やニーズを把握。
- また、原子力被災12市町村を東北農政局が巡回し、各首長等と意見交換を実施し、地元の課題やニーズをきめ細やかに把握。

福島県及びJA福島中央会との意見交換

- 福島県及びJA福島中央会ともに、第一に地元の担い手の育成、次に外部（法人を含めて）の担い手の参入が必要との意見（現行の帰還事業の継続は必須）
- 市町村行政に農業の専門家が不足（サポート体制の構築が必須）。
- 農業者に対して、具体的なビジョンやモデルを示すことが必要。広域ビジョン作成等の横連携も必要。
- 双葉地区は特に、兼業農家等が多く、農地の集積や担い手の確保が重要。
- 農業労働力の確保が困難で住宅問題や賃金の補填の問題への対応が必要。
- 農林水産業の再開には、風評被害対策も重要。

【参考】スケジュール ・令和元年5月9日 JA福島中央会と意見交換 ・5月15日 福島県及びJA福島中央会と意見交換

原子力被災12市町村との意見交換

- 米の生産だけでなく、畑作物も含め他の作物の生産も考えたい。
- 死亡等による所有者不明農地があると農地の集積が難しい。
- 8年が経過し、高齢農業者の営農再開は困難になっており、新たな人材を探して支援する必要がある。
- 再開した経営体の後続く経営体がない。米中心の兼業農家は8年経ち後継者がいない。
- 営農再開農家の元気な姿を見せることで未再開農家のモチベーションを上げていきたい。
- 旧避難指示区域外も含め、一体的な支援をお願いしたい。
- 農地の整備やプランニング等の推進にあたり人的支援が欲しい。
- オリ・パラのビクトリーフラワーとして町内栽培のアンズリウム（花き）を活用して欲しい。
- 被災地向けの事業について、復興創生期間以降も継続して欲しい。

② 12市町村の営農再開の加速化 ～大規模で労働生産性の著しく高い農業経営の展開～

- これまで行ってきた被災農業者への支援等によって、引き続き営農再開を推進。
- 加えて、担い手不足が顕著、不在地主化が進んでいる条件の悪い農地、農業労働力の確保が困難な中で、大規模で労働生産性の著しく高い農業経営（土地利用型農業、管理型農業）を展開する必要。
- こうした農業経営の展開に向けては、一筆一筆の土地利用調整が必須であるため、関係機関が連携してチームを編成し、各市町村における地域の農業ビジョン等の作成を支援。

土地利用型農業と管理型農業を核とした営農再開

【従来】これまで行ってきた被災農業者への支援等によって
引き続き営農再開を推進

+

【今後】

○ 土地利用型農業

- ・ 生産から加工に至るまで、機械・施設の整備を支援
(企業による営農再開も対象)
- ・ ロボットトラクタ、収穫コンバイン等のICTを活用した
大規模で労働生産性の著しく高い農業の実現

○ 管理型農業

自動で、温度、CO₂、水分等を管理できるICTを活用した花き栽培など
風評にも強い施設園芸等の横展開

福島県の農業の未来像



現在営農再開している事例のように、地域の農業ビジョン、人・農地プラン等の土地利用調整が必須

各機関が連携

農林水産省

福島県

市町村

福島相双復興推進機構

JA

4 今後の課題、施策の方向性

4 今後の課題、施策の方向性

1. 避難解除区域等の復興・再生 — 移住、企業立地及び営農再開の促進

- 福島復興再生特別措置法は、住民の帰還による避難解除区域等の復興・再生を第一の目的としており、これまでの帰還環境整備等の取組により、一定程度前進。
- しかしながら、発災から8年が経過し、住民意向調査等を踏まえると、帰還促進のみでは、地域の復興・再生を実現することは困難。
- このため、従来の施策に加えて、地元のニーズを踏まえ、交流・関係人口の拡大や移住（UIターン）の促進、専門人材の活用、企業立地や創業の支援等、新たな活力を呼び込む施策の強化など、必要な見直しを行いながら、地域の復興・再生の実現を図る。
- また、地元の担い手に加えて、外部の参入も含め、農地の利用集積や六次化施設の促進を図る仕組みを創設し、営農再開を加速化させることが必要。

2. 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

- 税制、補助金等の各種特例措置、関連ハード・ソフト事業、個別事業者支援等を通じ、製造品出荷額、農林水産業産出額は一定程度回復したものの、いずれも全国と比較すると低調。
- そのため、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積の加速化、人材育成等を更に進める必要がある。
- その際、構想推進の中核的な機関である福島イノベーション・コースト構想推進機構が十分に活動できるよう、国職員派遣のための制度整備など、体制整備を引き続き進めることが必要。

3. その他

- 現行制度において、複数系統に分かれている計画体系を見直すとともに、県が主体となって、地元事情を勘案しながら作成するという体制づくりを進めていくことが必要。
- これまでも風評の払拭に向けた様々な取組を実施してきたところであるが、引き続き、根強く残る風評被害への対策を進める必要。また、海外における風評対策等の措置が必要。